

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年 4月17日（金）

担当課：政策部 行政改革推進課

件 名：大和市公の施設の管理運営に関する基本方針の一部改正について	
提出理由：公の施設のより効率的かつ効果的な管理運営に向け、基本方針を改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 平成15年9月、地方自治法が改正され、公の施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成していくため、民間事業者等が持つノウハウを活用していくことを可能とする指定管理者制度が設けられ、その際、指定管理者の選定については原則公募によるものとされた。 - 以降、本市においても指定管理者制度の運用を図るため、方針を策定し、福祉分野をはじめとする施設において、公募により指定管理者の選定を行ってきた。 - その後、平成22年12月に、総務省から通知が出され、指定管理者の選定にあたっては、公募が望ましいとしつつも、住民サービスを効果的、効率的に提供するためには、各地方公共団体の施設の態様等に応じた適切な選定を行うこととする助言がなされた。 - このような中、「公益財団法人スポーツ・よか・みどり財団の事業のあり方」に関する検討がなされ、施設の設置目的への達成度の向上や、市民ニーズを的確に捉えた質の高い行政サービスの効率的かつ安定的な提供を行うにあっては、法人等の設立目的や施設の設置目的・機能等の一致などを踏まえ、公募によらない選定手法も必要であるとの方向性が示された。 2. 運用上の課題 - 現在、本市の指定管理者制度の運用の方向性を定めている「公の施設の管理運営に関する基本方針」において、指定管理者を公募によらずに選定可能としている施設は、市民活動の拠点のみとなっている。	- こうした中で、本市にあっては、平成25年4月に「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を施行し、スポーツに係わる事務の権限を教育委員会から市長へ移管することで、スポーツ施策を機動的に推進するための体制を整えるなど、スポーツに関する施策を積極的に展開している。 - さらに、同年、7月には、スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進計画を策定し、地域における運動及びスポーツ活動拠点の確保のほか、地域住民の健康づくり及び交流の場を創出するための地域スポーツクラブの設置を目指すなど、一層の充実を図っているところである。 - これらの市の取り組みの推進には、スポーツ施設との連携が必要不可欠であることから、当該施設については、市民ニーズを的確に捉えた質の高いサービスを効率的かつ安定的に提供できる者を指定管理者として選定できるよう、柔軟な対応を可能とする体制を整えておく必要がある。 - また、この柔軟な体制は、良質なサービスを効率的かつ安定的に提供する一つの手法であることから、民間分野との競合が想定されるスポーツ施設に限るものではなく、資格等を必要とする福祉施設などにも応じられるよう施設の態様等を踏まえた対応が必要とされている。 3. 今後の方針及び改正する内容 「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」を改正し、市民活動の拠点以外の施設において、法人等の設立目的と施設の設置目的等が一致するような場合で、安定的・効果的な施設運営が期待できる場合には、公募によらない指定管理者の選定を可能とする。
経 過 H15. 9 改正地方自治法の施行による指定管理者制度の導入 H16. 5 大和市公の施設に係る指定管理者制度の導入にあたっての基本方針の策定 H21. 8 大和市公の施設に係る指定管理者制度の導入にあたっての基本方針の廃止及び大和市公の施設の管理運営に関する基本方針の策定	今後の予定 H27. 4～5 基本方針運用マニュアルの見直し、指定管理更新予定施設の管理運営手法の見直し H27. 5～ 指定管理者の指定の手法に変更が生じる場合は、設置条例改正の準備 H27. 6 指定管理者の指定の手法に変更が生じる場合は、設置条例改正案を上程